

## 令和7年度 経商産政委第6号

静岡市文化・クリエイティブ産業市場開拓支援業務 仕様書

- 1 業務名 令和7年度 経商産政委第6号  
静岡市文化・クリエイティブ産業市場開拓支援業務
- 2 目的 本事業は、海外での販路拡大を目指す地元クリエイターに対し、海外のデザイナーとの相互の交流を通じた海外嗜好を取り入れた新たな試作品の制作及び海外現地における作品のテストマーケティング、そのアフターフォロー等常設的な販路獲得に至るまでの一貫したサポートを行うことで、クリエイターが経済的に自立・発展していくための基盤を作ることを目的とする。
- 3 委託業務内容 (1) 事業推進コンセプトの提案／海外展開支援ビジョンの構築と推進戦略の提案  
海外展開支援ビジョン、事業推進手法、市場調査手法、販路開拓手法、商品販売手法等商品流通に至るまでの全ての手法とコンセプトの提案すること。
- (2) 文化・クリエイティブ産業市場開拓支援の実施
- ①海外デザイナーとのマッチング会の開催  
地場産業や伝統工芸職人を中心とするクリエイター（以下、「市内クリエイター」という。）を対象に、参加希望者を募集し、デザインに関する受賞歴など一定の実績を有する海外デザイナーとのマッチング会を実施すること。  
なお、海外デザイナーとマッチングする市内クリエイターは、マッチング会の参加者から審査により、2者以上を選定すること。
- ②海外嗜好を取り入れた試作品のデザイン考案及び制作  
市内クリエイターとマッチングした海外デザイナーは、1者2点以上の海外展開を前提とした試作品のデザイン考案を行うものとする。  
選定した市内クリエイターの活動背景や日本文化をマッチングした海外デザイナーと共有し、柔軟な試作品のデザイン考案を促すこと。  
マッチングにより選定された市内クリエイターは、1者2点以上の試作品を制作するものとする。  
試作品の制作は、商品化を見据えて、マッチングした海外デザイナーとのロイヤリティー契約や意匠権申請等についての調整を行い、市内クリエイターと海外デザイナーの双方の合意に基づいたうえで進めることを前提とすること。  
また、市場調査により把握した市場ニーズを試作品に反映させること。

③海外現地におけるテストマーケティング等の実施及びアフターフォロー  
海外現地の見本市や展示会、海外販路先、ギャラリー等において、本事業にて制作した試作品のテストマーケティングを行うこと。

なお、テストマーケティングの実施に当たっては、できる限り高い事業効果が期待できる時期・会場・手法を選択するとともに、盗難や破損に備え、保険に入る等のリスク回避に努めること。

また、テストマーケティングにおいては、単に試作品を展示するだけでなく、作品の背景や伝統・文化なども海外バイヤー等へ伝わるような工夫をすること。

さらに、テストマーケティングを通じて、バイヤーや消費者等からの試作品に対する評価やニーズをヒアリングし、今後の海外展開を見据えたきめ細かいアフターフォローを行う等今後の販路獲得へのサポートを行うこと。

④市内クリエイターの海外テストマーケティング参加プログラムの実施  
市内クリエイターの海外展開における知見の獲得及び今後の海外展開の参考とするため、選定された市内クリエイターや過去の本事業参画クリエイターが、テストマーケティングを実施する国を訪問し、テストマーケティングへ参加するとともに、現地での工房見学やワークショップ、ギャラリー等の芸術関係施設への訪問等のプログラムを企画・実施すること。

⑤過去の本事業参加者の販路開拓支援

これまで本事業に参加し、作品を制作したクリエイターの販路開拓支援を行うため、バイヤーニーズや海外の市場動向に応じた市内クリエイターのフォローアップを行うこと。

⑥事業報告会の実施

マッチング会参加者をはじめとする市内クリエイターを対象に、事業成果等をフィードバックするための事業報告会を市内で開催すること。

(3) 事業全体調整（プロデュース）／上記事業遂行に係る全ての調整。

4 委託業務提出物	業務実施報告書（提案コンセプトや試作品の写真等を含む）10部
5 委託期間	契約締結日から令和8年3月27日（金）まで
6 業務経費	上記業務遂行にかかる全ての経費を含む。但し、市職員に係る旅費等諸経費は除く。
7 権利等	事業過程により派生した権利等については委託者に帰属する事を原則とする。なお、業務遂行にあたっては、他からの無断転載等著作権侵害となるような違法行為は全て禁ずる。
8 その他	業務の遂行にあたっては、経過を随時事務局に報告し、不明な点については必要に応じて協議を行うこと。